

	昭和61年 2 月22日農林水産省告示第 284号	施行	昭和61年 3 月25日 この間 3 1 回改正
改正	平成26年 9 月 1 日農林水産省告示第1146号	施行	平成26年10月 1 日
改正	平成27年 1 月 9 日農林水産省告示第 52号	施行	平成27年 2 月 8 日
改正	平成28年 1 月 8 日農林水産省告示第 41号	施行	平成28年 2 月 8 日
改正	平成28年 3 月30日農林水産省告示第 884号	施行	平成28年 4 月 1 日
改正	平成28年12月19日農林水産省告示第2535号	施行	平成29年 1 月18日
改正	平成29年10月16日農林水産省告示第1549号	施行	平成29年11月15日
改正	平成30年 1 月22日農林水産省告示第 134号	施行	平成30年 2 月22日
改正	平成30年 3 月 6 日農林水産省告示第 455号	施行	平成30年 4 月 5 日
改正	平成30年 9 月 5 日農林水産省告示第1991号	施行	平成30年10月 5 日
改正	平成31年 4 月26日農林水産省告示第 807号	施行	平成31年 5 月27日
改正	令和元年 6 月21日農林水産省告示第 455号	施行	令和元年 7 月 1 日
改正	令和 2 年 2 月28日農林水産省告示第 401号	施行	令和 2 年 4 月 1 日
改正	令和 2 年 5 月11日農林水産省告示第 939号	施行	令和 2 年 6 月11日
改正	令和 2 年10月30日農林水産省告示第2126号	施行	令和 2 年12月 1 日
改正	令和 3 年 6 月14日農林水産省告示第1010号	施行	令和 3 年12月 1 日
改正	令和 4 年 2 月15日農林水産省告示第 302号	施行	令和 4 年 3 月17日
改正	令和 5 年 9 月 1 日農林水産省告示第1053号	施行	令和 5 年10月 1 日
改正	令和 6 年 7 月10日農林水産省告示第1360号	施行	令和 6 年 8 月 9 日
改正	令和 7 年 8 月28日農林水産省告示第1299号	施行	令和 7 年 9 月27日

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件

一 窒素質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

（１）登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量（％）	含有を許される有害成分の最大量（％）	その他の制限事項
硫酸アンモニア	一 アンモニア性窒素 20.5 二 アンモニア性窒素 のほか可溶性硫黄を 保証するものにあつ ては、一に掲げるも ののほか 可溶性硫黄 1.0	アンモニア性窒素の 含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.01 ひ素 0.004 スルファミン酸 0.01	
塩化アンモニア	アンモニア性窒素 25.0		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
硝酸アンモニア	アンモニア性窒素 16.0 硝酸性窒素 16.0		
硝酸アンモニアソーダ肥料	一 アンモニア性窒素 9.0 硝酸性窒素 9.0 二 アンモニア性窒素及び硝酸性窒素のほかに、一に掲げるもののほか、 く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、 く溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05	アンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量の含有率1.0%につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04	
硝酸アンモニア石灰肥料	一 アンモニア性窒素 10.0 硝酸性窒素 10.0 二 アンモニア性窒素及び硝酸性窒素のほかにアルカリ分又はく溶性苦土を保証するものにあつては、 一に掲げるもののほか、 アルカリ分については 10.0 く溶性苦土については 1.0		
硝酸ソーダ	硝酸性窒素 15.5		
硝酸石灰	一 硝酸性窒素 10.0 二 硝酸性窒素のほかに、 可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰を保証する場合にあつては、一に掲げる	硝酸性窒素の含有率1.0%につき 亜硝酸 0.04	

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	もののほか 可溶性石灰について は 1.0 く溶性石灰について は 1.0 水溶性石灰について は 1.0		
硝酸苦土肥料	硝酸性窒素 10.0 水溶性苦土 15.0	硝酸性窒素の含有率 1.0%につき 亜硝酸 0.04	
腐植酸アンモニア肥料（石炭又は亜炭を硝酸又は硫酸で分解し、アンモニアを加えたものをいう。）	アンモニア性窒素 4.0	アンモニア性窒素の含有率1.0%につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04	一 3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものが当該肥料に50%以上含有されること。 二 硫酸塩は、10%以下であること。
尿素	窒素全量 43.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	
アセトアルデヒド縮合尿素（2-オキソ-4-メチル-6-ウレイドヘキサヒドロピリミジンをいう。）	窒素全量 28.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	尿素性窒素は、3.0%以下であること。
イソブチルアルデヒド縮合尿素（イソブチリデンジウレアをいう。）	窒素全量 28.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	尿素性窒素は、3.0%以下であること。
硫酸グアニル尿素	窒素全量 32.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	一 ジシアンジアミド性窒素は、窒素全量の10.0%以下であること。 二 グアニジン性窒素は、窒素全量の5.0%

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			以下であること。
オキサミド	窒素全量 30.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	尿素性窒素は、3.0%以下であること
石灰窒素	窒素全量 19.0 アルカリ分 50.0		ジシアンジアミド性窒素は、窒素全量の20.0%以下であること。
グリオキサール縮合尿素（テトラヒドロイミダゾー(4, 5-d)-イミダゾール-2, 5(1H, 3H)-ジオンをいう。）	窒素全量 38.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	尿素性窒素は、3.0%以下であること
ホルムアルデヒド加工尿素肥料（尿素にホルムアルデヒドを加えたものをいう。）	一 窒素全量 35.0 二 窒素全量のほか水溶性ほう素を保証するものにあつては、 一に掲げるもののほか 水溶性ほう素 0.05	窒素全量の含有率 1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	一 水に溶ける窒素が窒素全量の50%以上のものにあつては、尿素性窒素は20%以下であること。 二 一以外のものにあつては、窒素の活性係数が40%以上であること。
メチロール尿素重合肥料（尿素にホルムアルデヒドを加えて生成したメチロール尿素縮合物を重合したものをいう。）	窒素全量 25.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ビウレット性窒素 0.02	一 500マイクロメートルの網ふるいを全通すること。 二 熱水で溶出する窒素の量は窒素全量の4%以上16%以下であること。

（２）登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料で	一 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒	窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素	一 窒素は、水溶性であること。 二 窒素の初期溶出率は、50%以下である

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
あつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。)を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	素の合計量のいずれか一について 10.0 二 1 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 2 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 水溶性石灰を保証する場合にあつては 水溶性石灰 1.0 四 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 1.0 五 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガ 0.10 六 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.05 七 可溶性硫黄を保証するものにあつては 可溶性硫黄 1.0	の合計量のうち最も大きいものの含有率 1.0%につき 硫青酸化物 0.01 ひ素 0.004 亜硝酸 0.04 ビウレット性窒素 0.02 スルファミン酸 0.01	こと。 三 と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場をいい、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）に係るものに限る。以下同じ。）の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百十四号。以下「規則」という。）別表第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿によると畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものであること。 四 原料規格第二中一の項ヲ、二の項ホ、三の項ヘ、四の項

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			ホ、五の項ハ、六の項ル、七の項ホ、八の項ハ、九の項ハ、十の項ヌ、十一の項ヌ、十二の項ハ又は十三の項ロに掲げる原料（以下「要植害確認原料」という。）を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第七條ただし書（法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 五 登録の有効期間は、原料規格第一中一の項ロ、原料規格第二中一の項ヲ、二の項ホ、三の項へ、四の項ホ、五の項ハ、六の項ル、七の項ホ、八の項ロ若しくはハ、九の項ハ、十の項ヌ、十一の項ヌ、十二の項ハ、十

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			三の項ロ又は十四の項に掲げる原料（登録の有効期間が六年である肥料又は当該肥料を原料として使用する肥料の製造において生じたものを除く。）（以下「三年原料」という。）を使用する肥料又は登録の有効期間が三年である肥料（以下「三年肥料等」と総称する。）を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
混合窒素肥料（窒素質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中一の項から五の項までに掲げる原料を使用した肥料であつて、窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないものに限る。）に、窒素質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素全量、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素のいずれか一について 1.0	一 りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき 有害成分別表第一のとおり 二 りん酸又は加里を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里の	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
		それぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり	肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき主成分の最大量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	水溶性りん酸のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0			
りん酸苦土肥料	水溶性りん酸 45.0 水溶性苦土 13.0		水溶性りん酸の含有率 1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015	
よう 熔成りん肥	一 く溶性りん酸 16.0 アルカリ分 40.0 く溶性苦土 11.0 二 く溶性りん酸、アルカリ分及びく溶性苦土のほか可溶性けい酸、く溶性マンガン又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性けい酸については 19.0 く溶性マンガンについては 1.0 く溶性ほう素については 0.05		く溶性りん酸の含有率 1.0%につき カドミウム 0.00015	2ミリメートルの網ふるいを全通すること。

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき主成分の最大量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
焼成りん肥	く溶性りん酸 34.0 アルカリ分 40.0		く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015	212マイクロメートルの網ふるいを90%以上通過すること。
腐植酸りん肥 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、 ^{よう} 熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石、塩基性のマグネシウム若しくはマンガ含有物又はほう酸塩及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガ、水溶性マンガ、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 3.0 水溶性苦土については 1.0 く溶性マンガについては 0.10 水溶性マンガについては 0.10 く溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05		く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.01 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもの(3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。)は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。
^{よう} 熔成けい酸りん肥(次に掲げる肥料をいう。 一 りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネ	一 く溶性りん酸 5.0 アルカリ分 40.0 可溶性けい酸 30.0 く溶性苦土 12.0 二 く溶性りん酸、アルカリ分、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか、く溶性マン		一 く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1 水銀 0.0001	一 2ミリメートルの網ふるいを全通すること。 二 く溶性りん酸及び可溶性けい酸の含有量の合計量に対するアルカリ分の含有

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき主成分の最大量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
シウム含有物を混合し、 ^{よう} 熔融したもの 二 一に掲げる ^{よう} 熔成けい酸りん肥の原料にマンガン含有物又はほう酸塩を混合し、 ^{よう} 熔融したもの 三 下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、 ^{よう} 熔融したもの (もの)	ガン又は可溶性ほう素を含有するものにあつては、一に掲げるもののほか可溶性マンガンの含有率は 0.1 以下、可溶性ほう素の含有率は 0.05 以下		鉛 0.006 二 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0	量の比率が1.0以上であること。 三 下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものを使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 四 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五 牛等の部位 (牛等由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。)のうち、肉(食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。)、骨(食用に供された後に、又は食用に供されずに

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき主成分の最大量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
				肥料の原料として使用される食品である骨に限る。)、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ。）を原料とする場合にあっては、牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき主成分の最大量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
				起、仙骨翼、正 中仙骨 ^{りょう} 稜及び尾 椎を除く。) 及び と畜場法第十四 条の検査を経て いない牛等の部 位(以下「脊柱等 」という。)が混 合しないものとし て農林水産大臣 の確認を受けた 工程において製 造されたもので あること。
鉍さいりん酸肥料 (製鋼鉍さいを いう。)	一 く溶性りん酸 3.0 アルカリ分 20.0 可溶性けい酸 10.0 二 く溶性りん酸、 アルカリ分及び可 溶性けい酸のほか 、く溶性苦土又は く溶性マンガン を保証するもの にあつては、一に 掲げるもののほか く溶性苦土につ いては 1.0 く溶性マンガン については 1.0		く溶性りん酸の含 有率1.0%につき カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの 網ふるいを全通 すること。
加工鉍さいりん 酸肥料(鉍さい けい酸質肥料に りん酸を加えた ものをいう。)	一 く溶性りん酸 3.0 アルカリ分 20.0 可溶性けい酸 10.0 二 く溶性りん酸、 アルカリ分及び可 溶性けい酸のほか く溶性	水溶性りん酸 1.0未満	く溶性りん酸の含 有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有すべき主成分の最大量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	苦土、く溶性マンガ ン、又はく溶性ほう 素を保証するものに あつては、一に掲げ るもののほか く溶性苦土について は 1.0 く溶性マンガにつ いては 1.0 く溶性ほう素につ いては 0.05			

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
菌体りん酸肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 専ら原料規格第二中十六の項イに掲げる原料を使用したもの 二 原料規格第二中十六の項イに掲げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 原料規格第二中十六の項イに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの 四 専ら原料規格第二中十六の項ロに掲げる原料を使用したもの	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、りん酸全量について 1.0	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 主成分の安定化を図るために、成分の分析及び管理を適正に行うものとして農林水産大臣の確認を受けた計画（以下「品質管理計画」という。）に基づいて製造されたものであること。 二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 四 植害試験の調査を受けていない排水処理活性沈殿物（原料規格第二中十六の項に掲げるものをいう。）を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 五 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

（３）登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規	一 水溶性りん酸 10.0 二 水溶性りん酸のほ	水溶性りん酸の含有率1.0%につき	一 りん酸の初期溶出率は50%以下である

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。)を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	か水溶性石灰、水溶性苦土、水溶性マンガ、水溶性ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性石灰については 1.0 水溶性苦土については 1.0 水溶性マンガについては 0.10 水溶性ほう素については 0.05 可溶性硫黄については 1.0	ひ素 0.004 カドミウム 0.00015	こと。 二 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 四 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
加工りん酸肥料（りん酸質肥料、副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）、 ^{よう} 熔成微量元素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガ含有物、鉍さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩	一 く溶性りん酸及び水溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガ	く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04	一 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
酸を加えたものをいう。)	ン、く溶性ほう素、水溶性ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰について は 1.0 く溶性石灰について は 1.0 水溶性石灰について は 1.0 く溶性苦土について は 2.0 水溶性苦土について は 1.0 く溶性マンガンについて は 1.0 く溶性ほう素について は 0.05 水溶性ほう素について は 0.05 可溶性硫黄について は 1.0		ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
混合りん酸肥料（りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）に、りん酸質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、可溶性りん酸、く溶性りん酸又は水溶性りん酸のいずれか一について 1.0	一 窒素又は加里を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとりの最大量 二 窒素又は加里を保証するものにあつては、窒素、りん酸、又は加里の	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したもので

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
		それぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のと通りの最大量	あること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

三 加里質肥料（有機質肥料（動植物質のものに限る。）を除く。）

（１）登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
硫酸加里	一 水溶性加里 45.0 二 水溶性加里のほか可溶性硫黄を保证するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0	水溶性加里の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	塩素は、5.0%以下であること。
塩化加里	一 水溶性加里 50.0 二 水溶性加里のほか水溶性ほう素を保证するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性ほう素 0.10		
硫酸加里苦土	一 水溶性加里 12.0 水溶性苦土 5.0 二 水溶性加里及び水溶性苦土のほか可溶性硫黄を保证するもの	水溶性加里の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	塩素は、5.0%以下であること。

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	のにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0		
重炭酸加里	水溶性加里 45.0		塩素は、5.0%以下であること。
腐植酸加里肥料（石炭又は亜炭を硝酸又は硫酸で分解し、塩基性のカリウム又はマグネシウム含有物を加えたものをいう。）	一 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 10.0 二 水溶性加里のほか く溶性苦土及び水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性加里 8.0 く溶性苦土 2.0 水溶性苦土 1.0	水溶性加里の含有率 1.0%につき ひ素 0.004 亜硝酸 0.04	一 3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものが当該肥料に50%以上含有されること。 二 硫酸塩は、10%以下であること。 三 炭酸塩は、二酸化炭素として2.0%以下であること。
けい酸加里肥料（塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。）	一 く溶性加里 10.0 可溶性けい酸 25.0 く溶性苦土 3.0 二 く溶性加里、可溶性けい酸及びく溶性苦土のほか水溶性加里又はく溶性ほう素質を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 水溶性加里については 1.0 く溶性ほう素質については 0.05		未反応の加里は、3.0%以下であること。
粗製加里塩	一 水溶性加里 30.0 二 水溶性加里のほか 水溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	水溶性苦土 5.0		
加工苦汁加里肥料（粗製加里塩に石灰を加えたものをいう。）	水溶性加里 6.0 く溶性苦土 5.0		
液体けい酸加里肥料	水溶性加里 6.0 水溶性けい酸 12.0		
よう 熔成けい酸加里肥料（カリウム含有物に製鋼鉍さいを混合し、よう よう 熔融したものをいう。）	一 く溶性加里 20.0 アルカリ分 15.0 可溶性けい酸 25.0 二 く溶性加里、アルカリ分及び可溶性けい酸のほかく溶性マンガンを保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性マンガン 1.0	く溶性加里の含有率 1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。

（２）登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	一 水溶性加里 10.0 二 水溶性加里のほか水溶性石灰、水溶性苦土、水溶性マンガン、水溶性ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか水溶性石灰については 1.0 水溶性苦土については 1.0 水溶性マンガンについては 0.10 水溶性ほう素につい	水溶性加里の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	一 加里の初期溶出率は50%以下であること。 二 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	ては 0.05 可溶性硫黄について は 1.0		を受け害が認められないものであること。 四 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
混合加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）に、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。）	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、く溶性加里又は水溶性加里のいずれかーについて 1.0	一 窒素又はりん酸を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり最大量 二 窒素又はりん酸を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり最大量	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

四 有機質肥料（動植物質のものに限る。）

（１）登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量（％）	含有を許される有害成分の最大量（％）	その他の制限事項
魚かす粉末	一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 12.0 窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
干魚肥料粉末	一 窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
魚節煮かす	一 窒素全量 9.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
甲殻類質肥料粉末	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
蒸製魚鱗及びその粉末	一 窒素全量 6.0 りん酸全量 18.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
肉かす粉末	一 窒素全量 6.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
肉骨粉	一 窒素全量 5.0 りん酸全量 5.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン		牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程にお

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		いて製造されたものであること。
蒸製てい角粉	一 窒素全量 10.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
蒸製てい角骨粉	一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 15.0 窒素全量 6.0 りん酸全量 7.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製毛粉（羽及び鯨ひげを蒸製したものを含む。）	一 窒素全量 6.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	主成分別表第二のとおり		
乾血及びその粉末	一 窒素全量 10.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
生骨粉	一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 20.0 窒素全量 3.0 りん酸全量 16.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか けい酸、苦土、マンガン又はほう素については 主成分別表第二のとおり 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0		牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製骨粉（脱こう骨粉を含む。）	一 窒素全量及びりん酸全量を保証するも		牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	のにあつては窒素全量及びりん酸全量の合計量 21.0 窒素全量 1.0 りん酸全量 17.0 二 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 25.0 三 窒素全量又はりん酸全量のほかけい酸、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一又は二に掲げるもののほか けい酸、苦土、マンガン又はほう素については 主成分別表第二のとおり 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0		柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
蒸製鶏骨粉	一 窒素全量及びりん酸全量の合計量 17.0 窒素全量 1.0 りん酸全量 13.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつ		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	ては、一に掲げるもののほか けい酸、苦土、マンガン又はほう素については 主成分別表第二のとおり 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0		
蒸製皮革粉	一 窒素全量 6.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
干 ^{よう} 蚕蛹粉末	一 窒素全量 7.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
蚕 ^{よう} 蛹油かす及びその粉末	一 窒素全量 8.0 二 窒素全量のほかりん酸全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するも		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	のにあつては、一に掲げるもののほか りん酸全量については 1.0 けい酸、苦土、マンガン又はほう素については 主成分別表第二のとおり		
絹紡蚕蛹くず ^{よう}	一 窒素全量 7.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
とうもろこしはい芽及びその粉末	一 窒素全量 2.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
大豆油かす及びその粉末	一 窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	マンガン、又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
なたね油かす及びその粉末 (からし油かす及びその粉末を含む。)	一 窒素全量 4.5 りん酸全量 1.9 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
わたみ油かす及びその粉末	一 窒素全量 5.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
落花生油かす及びその粉末	一 窒素全量 5.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	マンガン又はほう素を 保証するものにあつては、 一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
あまに油かす及びその粉末	一 窒素全量 4.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸 全量及び加里全量の ほかけい酸、苦土、 マンガン又はほう素 を保証するものにあ つては、一に掲げる もののほか 主成分別表第二のと おり		
ごま油かす及びその粉末	一 窒素全量 6.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸 全量及び加里全量の ほかけい酸、苦土、 マンガン又はほう素 を保証するものにあ つては、一に掲げる もののほか 主成分別表第二のと おり		
ひまし油かす及びその粉末	一 窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸 全量及び加里全量の ほかけい酸、苦土、		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
米ぬか油かす及びその粉末	一 窒素全量 2.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
その他の草本性植物油かす及びその粉末（二以上の草本性植物油かす及びその粉末を混合したものを除く。）	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
カボック油かす及びその粉末	一 窒素全量 4.5 りん酸全量 1.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
たばこくず肥料粉末	一 窒素全量 1.0 加里全量 4.0 二 窒素全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		変性しないものであること。
甘草かす粉末	一 窒素全量 8.0 二 窒素全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
豆腐かす乾燥肥料	一 窒素全量 4.0 二 窒素全量のほかりん酸全量、加里全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか りん酸全量については 1.0 加里全量については 1.0 けい酸、苦土、マンガン又はほう素については 主成分別表第二のとおり		
えんじゆかす粉末	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 1.0 加里全量 2.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
窒素質グアノ	一 窒素全量 12.0 アンモニア性窒素 1.0 りん酸全量 8.0 可溶性りん酸 4.0 加里全量 1.0 二 窒素全量、アンモ		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	ニア性窒素、りん酸全量、可溶性りん酸及び加里全量のほか けい酸、苦土、マンガ ン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 主成分別表第二のとおり		
加工家きんふん肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 家きんのふんに硫酸等を混合して火力乾燥したもの 二 家きんのふんを加圧蒸煮した後乾燥したもの 三 家きんのふんについて熱風乾燥及び粉碎を同時に行ったもの 四 家きんのふんをはつこう乾燥させたもの）	一 窒素全量 2.5 りん酸全量 2.5 加里全量 1.0 二 窒素全量、りん酸全量及び加里全量のほかけい酸、苦土、マンガ ン、ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか けい酸、苦土、マンガ ン又はほう素については 主成分別表第二のとおり 可溶性硫黄については 1.0	窒素全量の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	水分は20%以下であること。
とうもろこし浸漬液肥料（コーンスターチを製造する際に副産されるところもろこしを亜硫酸液で浸漬した液を発酵、濃縮したものをいう。）	一 窒素全量 3.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0 水溶性加里 2.0 二 窒素全量、りん酸全量、加里全量及び水溶性加里のほかけい酸、苦土、マンガ	窒素全量の含有率 1.0%につき ひ素 0.004 亜硫酸 0.01	

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	ン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか主成分別表第二のとおり		
食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したかすをいう。）	一 窒素全量 2.5 加里全量 1.0 二 窒素全量及び加里全量のほかりん酸全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか りん酸全量については 1.0 けい酸、苦土、マンガン又はほう素については 主成分別表第二のとおり		油分は10%以下であること。

（２）登録の有効期間が三年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
魚廃物加工肥料（原料規格第一中一の項イ又はロに掲げる原料を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料に吸着させたものをいう。）	一 窒素全量 4.0 りん酸全量 1.0 二 窒素全量及びりん酸全量のほか加里全量、けい酸、苦土、マンガン又はほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 加里全量については 1.0	窒素全量の含有率 1.0%につき カドミウム 0.00008	一 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	けい酸、苦土、マンガ ン又はほう素につ いては 主成分別表第二のと おり		けた工程において製 造されたものである こと。
乾燥菌体肥料（次に掲げる肥 料をいう。 一 専ら原料規格第一中三の 項ホ又はへに掲げる原料を 使用したもの 二 原料規格第二中十五の項 に掲げる原料を加熱乾燥し たもの）	一 窒素全量を保証す るものにあつては 窒素全量 5.5 二 窒素全量のほかり ん酸全量、加里全 量、けい酸、石灰、 苦土、マンガ、ほ う素又は可溶性硫黄 を保証するものにあ つては 窒素全量 4.0 りん酸全量について は 1.0 加里全量については 1.0 けい酸、苦土、マン ガン又はほう素につ いては 主成分別表第二のと おり 可溶性石灰について は 1.0 く溶性石灰について は 1.0 水溶性石灰について は 1.0 可溶性硫黄について は 1.0	窒素全量の含有率 1.0%につき カドミウム 0.00008	一 植害試験の調査を 受け害が認められな いものであること。 二 と畜場の排水処理 施設から生じた汚泥 を使用する場合にあ つては、管理措置が 行われたものである こと。 三 牛等の部位を原料 とする場合にあつて は、脊柱等が混合し ないものとして農林 水産大臣の確認を受 けた工程において製 造されたものである こと。

(3) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
副産動植物質肥料（専ら原料規格第一に掲げる原料を使用したものをいう。）	主成分別表第一のとおり	原料規格第一中一の項に掲げる原料を使用したものにあつては、保証する窒素、りん酸又は加里のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき ひ素 0.01 カドミウム 0.00008	一 窒素全量、りん酸全量又は加里全量のいずれか一以上を保証したものであること。 二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 四 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 五 登録の有効期間は、三年原料を使用する肥料にあつては三年、三年原料を使

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			用しない肥料にあつては六年である。
混合有機質肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 有機質肥料に有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの 二 一に掲げる混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの）	主成分別表第一のとおり	保証する窒素、りん酸又は加里のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき 窒素 0.01 カドミウム 0.00008	一 窒素全量、りん酸全量又は加里全量のいずれか一以上を保証したものであること。 二 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 三 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 四 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			けた工程において製造されたものであること。 六 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

五 副産肥料等

(1) 登録の有効期間が三年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
菌体肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 専ら原料規格第二中十五の項に掲げる原料を使用したもの 二 原料規格第二中十五の項に掲げる原料又は当該原料に原料規格第一に掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。）	主成分別表第一のとおり	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 二 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 三 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			四 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
副産肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 原料規格第一に掲げる原料及び原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）をそれぞれ一以上使用したもの 二 専ら原料規格第二に掲げる原料（十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したもの）	主成分別表第一のとおり	有害成分別表第三のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 リン酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 六 製鋼鉾さいを原料とするものにあつては、4ミリメートルの網ふるいを全通するものであること。その他の鉾さいを原料とする場合にあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。 七 要植害確認原料を使用する肥料にあつ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			ては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年原料を使用する肥料にあつては三年、三年原料を使用しない肥料にあつては六年である。
液状肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したものであつて、液状のものをいう。）	一 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0 2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 二 1 リン酸全量を保証するものにあつては リン酸全量 1.0 2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 1.0 3 可溶性りん酸を保証するものにあつては	有害成分別表第三のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。 二 リン酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	可溶性りん酸 1.0 4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0 三 1 加里全量を保証するものにあつては 加里全量 1.0 2 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里 1.0 3 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 1.0 四 アルカリ分を保証するものにあつては アルカリ分 5.0 五 1 可溶性石灰を保証するものにあつては 可溶性石灰 1.0 2 く溶性石灰を保証するものにあつては く溶性石灰 1.0 3 水溶性石灰を保証するものにあつては 水溶性石灰 1.0 六 1 可溶性けい酸を保証するものにあつては 可溶性けい酸 5.0		する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 チオ硫酸アンモニウムに由来する窒素を含有する肥料にあつては、pHが6.0以上のものであること。 六 シアナミドに由来する窒素を含有する肥料にあつては、その他の原料に由来する窒素を含有しないこと。 七 シアナミドに由来する窒素を含有する肥料にあつては、ジシアンジアミド性窒素は窒素全量の20.0%以下であること。 八 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 九 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	2 水溶性けい酸を保証するものにあつては 水溶性けい酸 5.0 七 1 可溶性苦土を保証するものにあつては 可溶性苦土 1.0 2 く溶性苦土を保証するものにあつては く溶性苦土 1.0 3 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 1.0 八 1 可溶性マンガンを保証するものにあつては 可溶性マンガ 0.005 2 く溶性マンガンを保証するものにあつては く溶性マンガ 0.005 3 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガ 0.005 九 1 く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素 0.005		けた工程において製造されたものであること。 十 製鋼鉍さいを原料とするものにあつては、4ミリメートルの網ふるいを全通するものであること。その他の鉍さいを原料とする場合にあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。 十一 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 十二 登録の有効期間は、三年原料又は三年肥料等を使用する肥料にあつては三年、三年原料又は三年肥料等を使用しない肥料にあつては六年である。

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	2 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.005 十 一から九までに掲げるもののほか可溶性硫黄を保証するものにあつては、一から九までに掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0		
吸着複合肥料（窒素、りん酸若しくは加里を含有する肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）の水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。）	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.005 ひ素 0.002 亜硝酸 0.02 ビウレット性窒素 0.01 スルファミン酸 0.005 カドミウム 0.000075	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するものと並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用するものにあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年原料又は三年肥料等を使用する肥料にあつては三年、三年原料又は三

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			年肥料等を使用しない肥料にあつては六年である。
家庭園芸用複合肥料（肥料（混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。）又は肥料原料（原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、要植害確認原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。）を使用したものであつて、規則第一条の三に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。）	一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 0. 二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 0.1 2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 0.1 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 0.1 三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 0.1 2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 0.1 3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 0.1 4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 0.1	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	ては 水溶性りん酸 0.1 四 1 加里全量を保証するものにあつては 加里全量 0.1 2 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里 0.1 3 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 0.1 五 アルカリ分を保証するものにあつては アルカリ分 5.0 六 可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰を保証するものにあつては 可溶性石灰 0.1 く溶性石灰 0.1 水溶性石灰 0.1 七 1 可溶性けい酸を保証するものにあつては 可溶性けい酸 5.0 2 水溶性けい酸を保証するものにあつては 水溶性けい酸 5.0 八 1 可溶性苦土を保証するものにあつては 可溶性苦土 0.01		を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 製鋼鉍さいを原料とするものにあつては、4ミリメートルの網ふるいを全通するものであること。その他の鉍さいを原料とする場合にあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。 八 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 九 登録の有効期間

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	2 く溶性苦土を保証するものにあつては く溶性苦土 0.01 3 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 0.01 九 1 可溶性マンガンを保証するものにあつては 可溶性マンガ 0.001 2 く溶性マンガンを保証するものにあつては く溶性マンガ 0.001 3 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガ 0.001 十 1 く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素 0.001 2 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.001 十一 可溶性硫黄を保証するものにあつては		は、三年原料又は三年肥料等を使用する肥料にあつては三年、三年原料又は三年肥料等を使用しない肥料にあつては六年である。

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	可溶性硫黄 0.1		

六 複合肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
りん酸アンモニア	一 アンモニア性窒素 8.4 水溶性りん酸 37.1 二 アンモニア性窒素及び水溶性りん酸のほか可溶性りん酸を保証するものにあつては アンモニア性窒素 8.4 可溶性りん酸 37.1 水溶性りん酸 30.0 三 アンモニア性窒素及び水溶性りん酸のほか可溶性りん酸を保証するものにあつては アンモニア性窒素 8.4 可溶性りん酸 37.1 水溶性りん酸 30.0	窒素及びりん酸の最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075	
硝酸加里	硝酸性窒素 9.7 水溶性加里 32.5	窒素及び加里の主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 亜硝酸 0.02	
りん酸加里	水溶性りん酸 25.0 水溶性加里 24.2	りん酸及び加里の主成分の量の合計量の含有率1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075	

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
りん酸マグネシウムアンモニウム	アンモニア性窒素 4.0 く溶性りん酸 20.0 く溶性苦土 11.5	窒素及びりん酸の主成分の量の合計量の含有率1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 水銀 0.00005 鉛 0.003	
^{よう} 熔成複合肥料 (次に掲げる肥料をいう。 一 肥料(混合汚泥複合肥料及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。)又は肥料原料(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を配合し、 ^{よう} 熔融したもの 二 下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、 ^{よう} 熔融したもの)	一 く溶性りん酸 12.0 く溶性加里 1.0 二 く溶性りん酸及びく溶性加里のほかアルカリ分、可溶性けい酸又はく溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほかアルカリ分については 40.0 可溶性けい酸については 10.0 く溶性苦土については 12.0	りん酸及び加里の主成分の量の合計量の含有率1.0%につき ひ素 0.002 カドミウム 0.000075 ニッケル 0.005 クロム 0.05 チタン 0.02 水銀 0.00005 鉛 0.003	一 2ミリメートルの網ふるいを全通すること。 二 下水道の終末処理場から生じる汚泥を原料とする場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 三 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 四 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
混合汚泥複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。 一 汚泥肥料（次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。） ア し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの イ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料（昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号（特殊肥料等を指定する件）の別表第一に掲げる凝集促進材を除く。原料規格第二中十六の項及び原料規格第三中二の項において同じ。）若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二 動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）及び一に掲げる汚泥肥料）	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 二 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 三 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 四 汚泥肥料は、乾物として40%以下を使用すること。 五 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用するもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

(3) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
化成肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの 二 一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの 三 肥料（混合汚泥複合肥料	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するものの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
及び規則第一条の二各号に掲げる普通肥料を除く。) 又は肥料原料(原料規格第一及び原料規格第二に掲げるものに限り、三年原料並びに原料規格第二中十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)を使用し、これに化学的操作を加えたもの 四 三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの 五 一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの)			含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証すること。 五 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年原料又は三年肥料等を使用する肥料にあつては三年、三年原料又は三年肥料等を使用しな

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			い肥料にあつては六年である。
混合動物排せつ物複合肥料 (窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に動物の排せつ物(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。)を混合し、造粒又は成形したものをいう。)	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 二 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 三 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 四 動物の排せつ物(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。)は、乾物として窒素全量が2.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量が5.0%以上であること。 五 動物の排せつ物

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。)は、乾物として70%以下を使用すること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
混合堆肥複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガ	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のい

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
ン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの 二 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）のいずれか一以上及び堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの）	2.0		いずれか一を保証すること。 二 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証すること。 三 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 四 堆肥（動物の排せつ物を主原料とするものに限る。）を原料とする場合にあつては、乾物として窒素全量が2.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計量5.0%以上であること。 五 堆肥（食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を原料とする場合にあつては、乾物として窒素全量が3.0%以上であり、かつ、窒素全量、りん酸全量又は加里全量の合計

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			量が5.0%以上であること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 八 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 九 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
成形複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料若しくは微量要素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものをいう。)	載にかかわらず、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0	大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	ア性素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 木質泥炭（乾物1グ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			ラム当たり0.02モル 毎リットルの過マン ガン酸カリウム溶液 の消費量が100ミリリ ットル相当以上の腐 植を含有するもの) は、乾物として20% 以上45%以下を使用 すること。 七 紙パルプ廃繊維 (紙パルプ工場の廃 水から得られる廃繊 維で、乾物当たりホ ロセルロースを55% 以上含有するもの) は、乾物として25% 以上40%以下を使用 すること。 八 草炭質腐植(草炭 を水洗分離して得ら れる腐植で、乾物当 たり灰分の含量が 20%以下のもの) は、乾物として10% 以上25%以下を使用 すること。 九 流紋岩質凝灰岩粉 末(乾物100グラム当 たり陽イオン交換容 量130ミリグラム当量 以上を有するもの) は、25%以上35%以 下を使用すること。 十 ベントナイト(乾 物100グラム当たり陽 イオン交換容量50ミ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			リグラム当量以上を有するもの) は、25%以上35%以下を使用すること。 十一 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 十二 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用するものにあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 十三 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。
被覆複合肥料（化成肥料又は液状肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）	一 窒素及び水溶性りん酸又は水溶性加里の主成分の量の合計量 10.0 二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 硫青酸化物 0.005 ひ素 0.002 亜硝酸 0.02	一 窒素は、水溶性であること。 二 窒素の初期溶出率は、50%以下であること。 三 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0 四 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 1.0 五 水溶性石灰を保証するものにあつては 水溶性石灰 1.0 六 水溶性けい酸を保証するものにあつては 水溶性けい酸 1.0 七 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 1.0 八 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガン 0.10 九 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.05 十 可溶性硫黄を保証するものにあつては	ビウレット性窒素 0.01 スルファミン酸 0.005 カドミウム 0.000075	つては、管理措置が行われたものであること。 四 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 五 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	可溶性硫黄 1.0		
配合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの 二 一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、グアノ（りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合したもの 三 化成肥料を配合したもの）	一 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 2.0 二 1 窒素全量を保証するものにあつては 窒素全量 1.0 2 アンモニア性窒素を保証するものにあつては アンモニア性窒素 1.0 3 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0 三 1 りん酸全量を保証するものにあつては りん酸全量 1.0 2 く溶性りん酸を保証するものにあつては く溶性りん酸 1.0 3 可溶性りん酸を保証するものにあつては 可溶性りん酸 1.0 4 水溶性りん酸を保証するものにあつては 水溶性りん酸 1.0 四 1 加里全量を保証	窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき 有害成分別表第二のとおり	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を併せて含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料とし

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	するものにあつては 加里全量 1.0 2 く溶性加里を保証するものにあつては く溶性加里 1.0 3 水溶性加里を保証するものにあつては 水溶性加里 1.0 五 アルカリ分を保証するものにあつては アルカリ分 5.0 六 1 可溶性石灰を保証するものにあつては 可溶性石灰 1.0 2 く溶性石灰を保証するものにあつては く溶性石灰 1.0 3 水溶性石灰を保証するものにあつては 水溶性石灰 1.0 七 1 可溶性けい酸を保証するものにあつては 可溶性けい酸 5.0 2 水溶性けい酸を保証するものにあつては 水溶性けい酸 5.0 八 1 可溶性苦土を保証するものにあつては		て使用したものであること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。 八 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 九 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	ては 可溶性苦土 1.0 2 く溶性苦土を保証するものにあつては く溶性苦土 1.0 3 水溶性苦土を保証するものにあつては 水溶性苦土 1.0 九 1 可溶性マンガンを保証するものにあつては 可溶性マンガ 0.005 2 く溶性マンガンを保証するものにあつては く溶性マンガ 0.005 3 水溶性マンガンを保証するものにあつては 水溶性マンガ 0.005 十 1 く溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素 0.005 2 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 0.005 十一 可溶性硫黄を保		

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	証するものにあつては 可溶性硫黄 1.0		

七 石灰質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
生石灰 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)	一 アルカリ分 80.0 二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 8.0 可溶性苦土については 7.0		
消石灰 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)	一 アルカリ分 60.0 二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 6.0 可溶性苦土については 5.0		
炭酸カルシウム肥料 (マグネシウムの酸化物又は水酸化物を混合したものを含む。)	一 アルカリ分 50.0 二 アルカリ分のほか可溶性苦土又は可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性苦土については 5.0		化学的に生産された炭酸カルシウム以外のものにあつては、1.7ミリの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを85%以上通過すること。

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	く溶性苦土については 3.5		
貝化石肥料（貝化石粉末又はこれにマグネシウムの酸化物若しくは水酸化物を混合し、造粒したものをいう。）	一 アルカリ分 35.0 二 アルカリ分のほかく溶性苦土を保証するものにあつては、 一に掲げるもののほか く溶性苦土 1.0		
硫酸カルシウム（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）	一 可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰のいずれか一について 1.0 二 可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰のほか可溶性硫黄を保証するものにあつては 可溶性硫黄 1.0	可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰の含有率1.0%につき ひ素 0.004 スルファミン酸 0.01	
副産石灰肥料（非金属鉱業、食品工業、パルプ工業、化学工業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたものをいう	一 アルカリ分 35.0 二 アルカリ分のほかく溶性苦土を保証するものにあつては、 一に掲げるもののほか く溶性苦土 1.0	一 アルカリ分の含有率1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04 二 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0 チタン 1.5	鉱さいを原料として使用するものにあつては、1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを85%以上通過すること。

（２）登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
混合石灰肥料（石灰質肥料に、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、アルカリ分については	一 窒素を保証し、りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したものをいう。)	5.0	量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり 二 リン酸又は加里のいずれかーを保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり 三 窒素、リン酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、リン酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり 四 窒素、リン酸及び加里を保証しないものにあつては、アルカリ分の	の窒素を含有するものの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 リン酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
		含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり	つては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

八 けい酸質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
けい灰石肥料	可溶性けい酸 20.0 アルカリ分 25.0		2ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。
鉍さいけい酸質肥料（製りん残さい又は製銑鉍さい等の鉍さいをいい、ほう素質肥料を混合して ^{よう} 熔融したものを含む。）	一 可溶性けい酸及びアルカリ分を保証するものにあつては 可溶性けい酸 10.0 アルカリ分 35.0	一 可溶性けい酸が20%以上のものにあつては 1 可溶性けい酸の含有率1.0%	一 可溶性けい酸が20%以上のものにあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、水砕した

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	二 可溶性けい酸及びアルカリ分のほかく溶性苦土、く溶性マンガン又はく溶性ほう素を保証するものにあつては 可溶性けい酸 10.0 アルカリ分 20.0 く溶性苦土については 1.0 く溶性マンガンについては 1.0 く溶性ほう素については 0.05	につき ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04 2 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0 チタン 1.5 二 一以外のものにあつては最大限量 ニッケル 0.2 クロム 2.0 チタン 1.0	鉍さい以外のものにあつては、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。 二 一以外のものにあつては、2ミリメートルの網ふるいを全通し、かつ、可溶性石灰を40%以上含有する鉍さいであること。 三 アルカリ分が30%未満のものにあつては、アルカリ分を30%以上保証する鉍さいけい酸質肥料に赤鉄鉍を加えたものであること。
軽量気泡コンクリート粉末肥料	可溶性けい酸 15.0 アルカリ分 15.0	最大限量 チタン 1.0	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。
シリカゲル肥料（水ガラスのアルカリを中和し、ゲル化してから脱水したものをいう。）	可溶性けい酸 80.0		一 日本産業規格（JISZ0701）に規定された包装用シリカゲル乾燥剤として生産されたものであること。 二 75マイクロメートルの網ふるい上に70%以上残留すること。 三 検湿剤等他の原料を使用したもの及び他の用途に使用されたものを除く。
シリカヒドロゲル肥料（水ガ	可溶性けい酸 17.0		一 摂氏180度で3時間

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
ラスのアルカリを中和し、ゲル化したものをいう。)			乾燥したものが、日本産業規格（JISZ0701）に規定された包装用シリカゲル乾燥剤に該当するものであること。 二 検湿剤等他の原料を使用したものを除く。

(2) 登録の有効期間が三年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
よう 熔成けい酸質肥料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃掃法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物、同条第四項に規定する産業廃棄物又はそれらの焼却灰を溶融したものをいう。）	一 可溶性けい酸 20.0 アルカリ分 30.0 二 可溶性けい酸及びアルカリ分のほかに溶性苦土を保証するものにあっては、一に掲げるもののほかに溶性苦土 1.0	一 可溶性けい酸の含有率1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04 水銀 0.0001 鉛 0.006 二 最大限量 ニッケル 0.4 クロム 4.0 チタン 1.5	一 日本産業規格（JISA5031又はJISA5032）に規定された溶融スラグ又は溶融スラグ骨材に該当するものであること。 二 廃掃法第二条第四項第一号に規定する汚泥及び廃プラスチック類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条第一号から第五号までに掲げる廃棄物以外の廃掃法第二条第四項に規定する産業廃棄物を原料として使用しないこと。 三 コークスベッド式のシャフト炉式ガス

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			化溶解炉において、塩基性のカルシウム含有物を使用して溶解したものであること。 四 溶解物を水砕した後、磁選機で金属を除去したものであること。 五 4.75ミリメートルの網ふるいを全通し、2ミリメートルの網ふるいを95%以上通過すること。 六 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 七 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 八 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

九 苦土質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
硫酸苦土肥料	一 水溶性苦土 11.0 二 水溶性苦土のほか可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性硫黄 1.0	水溶性苦土の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	苦土含有物に硫酸を作用させて生じたものにあつては、く溶性苦土の含有量に対する水溶性苦土の含有比率が0.8以上であること。
水酸化苦土肥料	く溶性苦土 50.0		2ミリメートルの網ふるいを全通すること。
酢酸苦土肥料	水溶性苦土 18.0		
炭酸苦土肥料	く溶性苦土 30.0		
加工苦土肥料（蛇紋岩その他の塩基性マグネシウム含有物に硫酸を加えたものをいう。）	一 く溶性苦土 23.0 水溶性苦土 3.0 二 く溶性苦土及び水溶性苦土のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0	く溶性苦土の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	2ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを60%以上通過すること。
腐植酸苦土肥料（石炭又は亜炭を硝酸で分解し、塩基性のマグネシウム含有物を加えたものをいう。）	く溶性苦土 3.0 水溶性苦土 1.0	く溶性苦土の含有率 1.0%につき 亜硝酸 0.04	3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものが当該肥料に40%以上含有されるこ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			と。
リグニン苦土肥料（亜硫酸パ ルプ廃液中のリグニンスルホ ン酸に硫酸マグネシウムを加 えたものをいう。）	水溶性苦土 5.0	水溶性苦土の含有率 1.0%につき ひ素 0.004 亜硫酸 0.01	硫酸塩に由来する苦土 は、1.0%以下であるこ と。

（２）登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
被覆苦土肥料（副産肥料（専 ら原料規格第二中十一の項に 掲げる原料を使用した肥料で あつて、苦土を保証したもの に限る。）又は苦土質肥料を 硫黄その他の被覆原料で被覆 したものをいう。）	一 水溶性苦土 8.0 二 水溶性苦土のほか 水溶性石灰、水溶性 マンガン、水溶性ほ う素又は可溶性硫黄 を保証するものにあ つては、一に掲げる もののほか 水溶性石灰について は 1.0 水溶性マンガンにつ いては 0.10 水溶性ほう素につい ては 0.05 可溶性硫黄について は 1.0	水溶性苦土の含有率 1.0%につき ひ素 0.004	一 苦土の初期溶出率 は50%以下であるこ と。 二 と畜場の排水処理 施設から生じた汚泥 を使用する場合にあ つては、管理措置が 行われたものである こと。 三 要植害確認原料を 使用する肥料を原料 として使用する肥料 にあつては、要植害 確認原料が法第七条 ただし書の規定に基 づき植害試験の調査 を受け害が認められ ないものであること。 四 登録の有効期間 は、三年肥料等を原 料として使用する肥 料にあつては三年、 三年肥料等を原料と して使用しない肥料 にあつては六年であ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
			る。
混合苦土肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したものに限る。）又は苦土質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、可溶性苦土、く溶性苦土又は水溶性苦土について 1.0	一 窒素を保証し、りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり 二 りん酸又は加里のいずれかーを保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり 三 窒素、りん酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
		のとおり 四 窒素、りん酸及び加里を保証しないものにあつては、苦土の最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり	を使用したものであること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

十 マンガン質肥料

(1) 登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
硫酸マンガン肥料	一 水溶性マンガンの 10.0 二 水溶性マンガンのほか可溶性硫黄を保証するものにあつて	水溶性マンガンの含有率1.0%につき ひ素 0.004	

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
	は 可溶性硫黄 1.0		
炭酸マンガ肥料（菱マンガ ン鉱をいう。）	可溶性マンガ 30.0 く溶性マンガ 10.0	可溶性マンガの含 有率1.0%につき ひ素 0.004	1.7ミリメートルの網ふ るいを全通し、150マイ クロメートルの網ふる いを80%以上通過する こと。
加工マンガ肥料（マンガ ン含有物にマグネシウム含有物 を混合し、硫酸を加えたもの をいう。）	一 水溶性マンガ 2.0 水溶性苦土 12.0 二 水溶性マンガ及 び水溶性苦土のほか 可溶性石灰、く溶性 石灰、水溶性石灰又 は可溶性硫黄を保証 するものにあつて は、一に掲げるもの のほか 可溶性石灰について は 1.0 く溶性石灰について は 1.0 水溶性石灰について は 1.0 可溶性硫黄について は 1.0	水溶性マンガの含 有率1.0%につき ひ素 0.004	
鉱さいマンガ肥料（フェロ マンガン鉱さい又はシリコマ ンガ鉱さいをいう。）	く溶性マンガ 10.0	く溶性マンガの含 有率1.0%につき ニッケル 0.01 クロム 0.1 チタン 0.04	1.7ミリメートルの網ふ るいを全通し、600マイ クロメートルの網ふる いを85%以上通過する こと。

（2）登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
混合マンガ肥料（副産肥料	主成分別表第一のとお	一 窒素を保証し、	一 窒素全量を保証する

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
(専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。)又はマンガン質肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。)	り。 ただし、同表の記載にかかわらず、可溶性マンガン、く溶性マンガン又は水溶性マンガンのいずれかーについて 0.10	りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり 二 りん酸又は加里のいずれかーを保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり 三 窒素、りん酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり 四 窒素、りん酸及	肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するもの並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、動植物質の原料を使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれかーを保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証する肥料を原料として使用したものであること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われ

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
		び加里を保証しないものにあつては、マンガンの最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき 有害成分別表第一のとおり	たものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

十一 ほう素質肥料

登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
ほう酸塩肥料	一 く溶性ほう素及び水溶性ほう素を保証するものにあつては く溶性ほう素 35.0 水溶性ほう素 5.0 二 水溶性ほう素を保証するものにあつては 水溶性ほう素 25.0		く溶性ほう素を保証するものにあつては、850マイクロメートルの網ふるいを全通すること。
ほう酸肥料	水溶性ほう素 54.0		
よう 熔成ほう素肥料（ほう酸塩及び炭酸マグネシウムその他の塩基性マグネシウム含有物に長石等を混合し、よう 熔融したも	く溶性ほう素 15.0 く溶性苦土 10.0		1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、600マイクロメートルの網ふるいを80%以上通過する

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
のをいう。)			こと。
加工ほう素肥料（ほう素含有物に蛇紋岩 ^{じゃ} その他の塩基性マグネシウム含有物を混合し、硫酸を加えたものをいう。）	一 水溶性ほう素 1.0 水溶性苦土 11.0 二 水溶性ほう素及び水溶性苦土のほか可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか 可溶性石灰については 1.0 く溶性石灰については 1.0 水溶性石灰については 1.0 可溶性硫黄については 1.0	水溶性ほう素の含有率1.0%につき び素 0.04	

十二 微量元素複合肥料

（１）登録の有効期間が六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
^{よう} 熔成微量元素複合肥料（マンガ ^ン 、ほう素又はマグネシウム含有物に長石等を混合し、 ^{よう} 熔融したものをいう。）	一 く溶性マンガ ^ン 10.0 く溶性ほう素 5.0 二 く溶性マンガ ^ン 及びく溶性ほう素のほか可溶性苦土を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土 5.0		1.7ミリメートルの網ふるいを全通し、150マイクロメートルの網ふるいを50%以上通過すること。

(2) 登録の有効期間が三年又は六年であるもの

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
混合微量要素肥料（副産肥料（専ら原料規格第二中十一の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、苦土を保証したもの又は専ら原料規格第二中十二の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、マンガンを保証したものに限る。）、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）	主成分別表第一のとおり。ただし、同表の記載にかかわらず、マンガン及びほう素についてそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量 0.15	一 窒素を保証し、りん酸又は加里を保証しないものにあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき有害成分別表第一のとおり 二 りん酸又は加里のいずれか一を保証し、窒素を保証しないものにあつては、保証する主成分のうち最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり 三 窒素、りん酸又は加里のうち、いずれか二以上を保証するものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二	一 窒素全量を保証する肥料は、アンモニア性窒素又は硝酸性窒素以外の成分形態の窒素を含有するものと並びにアンモニア性窒素及び硝酸性窒素を含有するものであること。 二 りん酸全量又は加里全量を保証する肥料は、原料として動植物質のものを使用したものであること。 三 く溶性りん酸を含有する肥料及び可溶性りん酸を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。 四 アルカリ分を含有する肥料及び石灰を含有する肥料を原料として使用する肥料にあつては、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証するものであること。 五 可溶性マンガンを保証する肥料は、可溶性マンガンを保証

肥 料 の 種 類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
		のとおり 四 窒素、りん酸及び加里を保証しないものにあつては、マンガン及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき有害成分別表第二のとおり	する肥料を原料として使用したものであること。 六 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 八 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

十三 汚泥肥料等

登録の有効期間が三年であるもの

肥 料 の 種 類	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
汚泥肥料（次に掲げる肥料をいう。	ひ素 0.005	一 植害試験の調査を受けていない汚泥を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないもので
一 専ら原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料を使用したもの	カドミウム 0.0005	
	水銀 0.0002	
二 原料規格第三中一の項から三の項までに掲	ニッケル 0.03	

肥 料 の 種 類	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
げる原料に動植物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 原料規格第三中一の項から三の項までに掲げる原料又は当該原料に動植物質の原料若しくは原料規格第三中四の項に掲げる原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの 四 専ら原料規格第三中四の項に掲げる原料を使用したもの)	クロム 0.05 鉛 0.01	あること。 二 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
水産副産物発酵肥料（原料規格第三中五の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。）	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002	一 植害試験の調査を受けていない水産副産物を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
硫黄及びその化合物（専ら原料規格第三中六の項に掲げる原料を使用したものをいう。）	ひ素 0.005	植害試験の調査を受けていない硫黄含有物を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

十四 農薬その他の物が混入される肥料

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量 (%)	含有すべき主成分の最小量 (%) の特例	混入上の制限事項
化成肥料	0, 0-ジエチル-0-(3-オキソ-2-フェニル-2H-ピリダジン-6-イル)ホスホロチオエート 【ピリダフェンチオン】	1.0以下		
	2, 2, 3, 3-テトラフルオルプロピオン酸ナトリウム 【テトラピオン】	4.0以下		
	1, 3-ビス(カルバモイルチオ)-2-(N,Nジメチルアミノ)プロパン塩酸塩 【カルタップ】	1.0以下		
	ジイソプロピル-1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロネート 【イソプロチオラン】	5.0以下		
	(E) -(S)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール 【ウニコナゾールP】	0.025以下		
	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド 【クロルフタリム】	1.0以下		
	1, 2, 5, 6-テトラヒドロピロロ [3, 2, 1-i] キノリン-4-オン 【ピロキロン】	2.0以下		
	(2RS, 3RS)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタン-3-オール 【パクロブトラゾール】	0.20以下		
	5-ジブロピルアミノ- α , α , α -トリフルオロ-4, 6-ジニトロ-0-トルイジン 【プロジアミン】	0.50以下		

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量 (%)	含有すべき主成分の最小量 (%) の特例	混入上の制限事項
	エチル=N- [2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ] -N-イソプロピル-β-アラニナート 【ベンフラカルブ】	0.80以下		
	S, S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3, 5-ジカルボチオアート 【ジチオピル】	0.30以下		
	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド 【クロルフタリム】 及び 3-シクロヘキシル-5, 6-トリメチレンウラシル 【レナシル】	0.50以下 0.50以下		
	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】	0.50以下		
	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド 【プロベナゾール】	0.80以下		
	(E)-N-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン 【アセタミプリド】	1.0以下		
化成肥料	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】 及び 3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド 【プロベナゾール】	0.07以下 0.80以下		

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量 (%)	含有すべき主成分の最小量 (%)の特例	混入上の制限事項
	N-(1-エチルプロピル)-3, 4-ジメチル-2, 6-ジニトロアニリン 【ペンディメタリン】	2.20以下		
	2, 6-ジクロロベンゾニトリル 【DBN】	1.5以下		
	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)-2-メチルプロピオニトリル 【シアナジン】 及び 2, 6-ジクロロベンゾニトリル 【DBN】	3.0以下 1.5以下		
	(RS)-N- [2-(3, 5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル] -6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン 【トリアジフラム】 及び 2, 6-ジクロロベンゾニトリル 【DBN】	0.30以下 1.5以下		
	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン 【クロチアニジン】	0.076以下		
	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン 【ジノテフラン】	0.23以下		
	(R)-2-(4-クロロ-o-トリルオキシ)プロピオン酸カリウム 【メコプロップPカリウム塩】 及び 2, 6-ジクロロベンゾニトリル 【DBN】	3.0以下 3.0以下		
配合肥料	1, 2, 5, 6-テトラヒドロピロロ [3, 2, 1-ij] キノリン-4-オン 【ピロキロン】	1.0以下		

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量 (%)	含有すべき主成分の最小量 (%)の特例	混入上の制限事項
	エチル=N- [2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ] -N-イソプロピル-β-アラニナート 【ベンフラカルブ】	0.50以下		
	(E)-(S)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール 【ウニコナゾールP】	0.025以下		
	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】	0.50以下		
配合肥料	0-エチル-0-(3-メチル-6-ニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホロアミドチオエート 【ブタミホス】 及び 2, 6-ジクロロチオベンザミド 【DCBN】	2.0以下 1.0以下		
	N-(1-エチルプロピル)-3, 4-ジメチル-2, 6-ジニトロアニリン 【ペンディメタリン】	2.20以下		
	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド 【プロベナゾール】	0.80以下		
	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】 及び 3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド 【プロベナゾール】	0.07以下 0.80以下		

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量 (%)	含有すべき主成分の最小量 (%)の特例	混入上の制限事項
被覆複合肥料	(E)-(S)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール 【ウニコナゾールP】	0.05以下		
液状肥料	3-ヒドロキシ-5-メチルイソオキサゾール 【ヒドロキシイソキサゾール】	17.5以下		
家庭園芸用複合肥料	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン 【イミダクロプリド】	2.50以下		
	(E)-N- [(6-クロロ-3-ピリジン)メチル] -N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン 【アセタミプリド】 及び N-ベンジル-N, N-ジエチル-N-(2, 6-キシリルカルバモイル)メチルアンモニウム塩 【安息香酸デナトニウム】	0.07以下 0.002以下		
	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イリデン(ニトロ)アミン 【チアメトキサム】 及び N-ベンジル-N, N-ジエチル-N-(2, 6-キシリルカルバモイル)メチルアンモニウム塩 【安息香酸デナトニウム】	2.0以下 0.01以下		
	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート 【フェンプロパトリン】 及び 2-p-クロロフェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル 【ミクロブタニル】	0.02以下 0.005以下		

肥料の種類	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量（％）	含有すべき主成分の最小量（％）の特例	混入上の制限事項
	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル) グアニジン 【ジノテフラン】	2.875以下		
家庭園芸用 複合肥料	N'-メトキシカルボニルスルファニルアミドナトリウム 【アシュラム】 及び α -(2-メチル-4-クロロフェノキシ) プロピオン酸カリウム 【MCPPE】	0.15以下 0.30以下		

附一 この告示に掲げる肥料には、規則第四条第四号に掲げる材料を使用したものを含む。

二 この告示に掲げる主成分、有害成分その他の成分及び物理的・化学的性質等の分析に当たっては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法によるものとする。ただし、次の表の第一欄に掲げる主成分の量の算出は、同表の第二欄に掲げるものによることとし、二の表のうち菌体りん酸肥料の欄及び五の表のうち菌体肥料の欄並びに十三の表に掲げる有害成分の量は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める肥料等試験法により分析した乾物の重量に対する百分率とする。

第 一 欄	第 二 欄
りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸	五酸化リン（ P_2O_5 ）
加里全量 く溶性加里 水溶性加里	酸化カリウム（ K_2O ）
アルカリ分	酸化カルシウム（ CaO ）及び酸化マグネシウム（ MgO ）
可溶性石灰 く溶性石灰 水溶性石灰	酸化カルシウム（ CaO ）

第 一 欄	第 二 欄
可溶性けい酸 水溶性けい酸	二酸化ケイ素 (S i O ₂)
可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土	酸化マグネシウム (M g O)
可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン	酸化マンガン (M n O)
く溶性ほう素 水溶性ほう素	三酸化二ほう素 (B ₂ O ₃)
可溶性硫黄	硫黄 (S)

三 この告示に掲げる植害試験とは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号。以下「法」という。）第七条ただし書（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査である。なお、肥料の品質の確保等に関する法律第二条の二に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件（昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第六百九十七号）において指定されたものについては、当該調査を受けることを要しない。

主成分別表第一

一 窒素全量を保証するものにあつては	
窒素全量	1.0
二 アンモニア性窒素を保証するものにあつては	
アンモニア性窒素	1.0
三 硝酸性窒素を保証するものにあつては	
硝酸性窒素	1.0
四 リン酸全量を保証するものにあつては	
りん酸全量	1.0
五 可溶性りん酸を保証するものにあつては	
可溶性りん酸	1.0
六 く溶性りん酸を保証するものにあつては	
く溶性りん酸	1.0
七 水溶性りん酸を保証するものにあつては	
水溶性りん酸	1.0
八 加里全量を保証するものにあつては	
加里全量	1.0
九 く溶性加里を保証するものにあつては	

く溶性加里	1.0
十 水溶性加里を保証するものにあつては	
水溶性加里	1.0
十一 アルカリ分を保証するものにあつては	
アルカリ分	5.0
十二 可溶性石灰を保証するものにあつては	
可溶性石灰	1.0
十三 く溶性石灰を保証するものにあつては	
く溶性石灰	1.0
十四 水溶性石灰を保証するものにあつては	
水溶性石灰	1.0
十五 可溶性けい酸を保証するものにあつては	
可溶性けい酸	5.0
十六 水溶性けい酸を保証するものにあつては	
水溶性けい酸	5.0
十七 可溶性苦土を保証するものにあつては	
可溶性苦土	1.0
十八 く溶性苦土を保証するものにあつては	
く溶性苦土	1.0
十九 水溶性苦土を保証するものにあつては	
水溶性苦土	1.0
二十 可溶性マンガンを保証するものにあつては	
可溶性マンガン	0.10
二十一 く溶性マンガンを保証するものにあつては	
く溶性マンガン	0.10
二十二 水溶性マンガンを保証するものにあつては	
水溶性マンガン	0.10
二十三 く溶性ほう素を保証するものにあつては	
く溶性ほう素	0.05
二十四 水溶性ほう素を保証するものにあつては	
水溶性ほう素	0.05
二十五 一から二十四までに掲げるもののほか可溶性硫黄を保証 するものにあつては、一から二十四までに掲げるもののほか	
可溶性硫黄	1.0

主成分別表第二

一 可溶性けい酸については	5.0
二 水溶性けい酸については	5.0

三	可溶性苦土については	1.0
四	く溶性苦土については	1.0
五	水溶性苦土については	1.0
六	可溶性マンガンについては	0.10
七	く溶性マンガンについては	0.10
八	水溶性マンガンについては	0.10
九	く溶性ほう素については	0.05
十	水溶性ほう素については	0.05

有害成分別表第一

硫青酸化物	0.01
ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006

有害成分別表第二

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

有害成分別表第三

一	六に該当するもの以外のものであつて、窒素、りん酸又は加里のいずれかーを保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれかーのほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証する
---	---

ものを含む。)について

- 1 窒素を保証し、りん酸及び加里を保証しないもの（けい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のうち最も大きいものの含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.01
ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01

- 2 りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないもの（りん酸のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について

イ ロ及びハに掲げるもの以外のものにあつては、りん酸の最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ひ素	0.004
カドミウム	0.00015

ロ 鉍さいを原料とするものにあつては、く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ひ素	0.004
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1

ハ 原料規格第二中六の項リ又はヌに掲げる原料を使用したものにあつては、く溶性りん酸、可溶性りん酸又は水溶性りん酸のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ひ素	0.004
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
水銀	0.0001
鉛	0.006

- 3 加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないもの（加里のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について

イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、加里の最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ひ素	0.004
----	-------

ロ 原料規格第二中八の項ロに掲げる原料を使用したものにあつては、加里の最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ひ素	0.004
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01

クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006

二 六に該当するもの以外のものであつて、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について

1 2及び3に掲げるもの以外のものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075

2 原料規格第二中六の項り又はヌに掲げる原料を使用したものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

ひ素	0.002
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
水銀	0.00005
鉛	0.003

3 原料規格第二中八の項ロに掲げる原料を使用したものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

ひ素	0.002
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

三 六に該当するもの以外のものであつて、けい酸を保証し、窒素、りん酸及び加里のいずれも保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性けい酸又は水溶性けい酸のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ニッケル	0.01
------	------

クロム	0.1
チタン	0.04

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

四 六に該当するもの以外のものであつて、アルカリ分又は石灰のいずれかを保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれかのほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について

- 1 アルカリ分を保証し、石灰を保証しないもの（アルカリ分のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、アルカリ分の含有率1.0%につき

ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

- 2 石灰を保証し、アルカリ分を保証しないもの（石灰のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性石灰、く溶性石灰又は水溶性石灰のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

五 六に該当するもの以外のものであつて、苦土、マンガン又はほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分及び石灰のいずれも保証しないものについて

- 1 苦土を保証し、マンガンを保証しないもの（苦土のほかほう素を保証するものを含む。）にあつては、可溶性苦土、く溶性苦土又は水溶性苦土のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

- 2 マンガンを保証し、ほう素を保証しないもの（マンガンのほか苦土を保証するものを含む。）にあ

つては、可溶性マンガン、く溶性マンガン又は水溶性マンガンのうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

ひ素	0.004
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04

- 3 ほう素を保証し、苦土及びマンガンを保証しないものにあつては
なし

- 4 マンガン及びほう素を保証するもの（マンガン及びほう素のほか苦土を保証するものを含む。）にあつては、マンガン及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02

六 肥料を原料として使用するもの、原料規格における複数の項の原料を使用するもの及び植害試験の調査を要する原料を使用するものについて

- 1 窒素、りん酸又は加里のいずれかーを保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれかーのほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）、けい酸を保証し、窒素、りん酸及び加里のいずれも保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれかーのほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）並びに苦土、マンガン又はほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分及び石灰のいずれも保証しないもの（苦土、マンガン及びほう素を保証するもの並びにマンガン及びほう素を保証するものを除く。）について

イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、保証する窒素、りん酸又は加里（けい酸を保証し、窒素、りん酸、加里を保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては保証するけい酸、アルカリ分又は石灰のいずれかーを保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれかーのほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては保証するアルカリ分又は石灰、苦土を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びマンガンのいずれも保証しないもの（苦土のほかほう素を保証するものを含む。）にあつては保証する苦土、マンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びほう素のいずれも保証しないもの（マンガンのほか苦土を保証するものを含む。）にあつては保証するマンガン、ほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰、苦土及びマンガンのいずれも保証しないものにあつては保証するほう素）のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.01
-------	------

ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006

ロ 鉍さいを原料とするものにあつては、保証する窒素、りん酸又は加里（けい酸を保証し、窒素、りん酸、加里のいずれも保証しないもの（けい酸のほかアルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては保証するけい酸、アルカリ分又は石灰のいずれか一を保証し、窒素、りん酸、加里及びけい酸のいずれも保証しないもの（アルカリ分又は石灰のいずれか一のほか苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）にあつては保証するアルカリ分又は石灰、苦土を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びマンガンのいずれも保証しないもの（苦土のほかほう素を保証するものを含む。）にあつては保証する苦土、マンガンを保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰及びほう素のいずれも保証しないもの（マンガンのほか苦土を保証するものを含む。）にあつては保証するマンガン、ほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分、石灰、苦土及びマンガンのいずれも保証しないものにあつては保証するほう素）のうち最も大きい主成分の量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.01
ひ素	0.004
亜硝酸	0.04
ビウレット性窒素	0.02
スルファミン酸	0.01
カドミウム	0.00015
ニッケル	0.01
クロム	0.1
チタン	0.04
水銀	0.0001
鉛	0.006

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

- 2 窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を保証するもの（窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上のほかけい酸、アルカリ分、石灰、苦土、マンガン又はほう素を保証するものを含む。）について
イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

- ロ 鉍さいを原料とするものにあつては、窒素、りん酸又は加里のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

硫青酸化物	0.005
ひ素	0.002
亜硝酸	0.02
ビウレット性窒素	0.01
スルファミン酸	0.005
カドミウム	0.000075
ニッケル	0.005
クロム	0.05
チタン	0.02
水銀	0.00005
鉛	0.003

最大限量として

ニッケル	0.4
クロム	4.0
チタン	1.5

- 3 マンガン及びほう素を保証し、窒素、りん酸、加里、けい酸、アルカリ分及び石灰のいずれも保証しないもの（マンガン及びほう素のほか苦土を保証するものを含む。）について
イ ロに掲げるもの以外のものにあつては、マンガン及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき

	硫青酸化物	0.005
	ひ素	0.002
	亜硝酸	0.02
	ビウレット性窒素	0.01
	スルファミン酸	0.005
	カドミウム	0.000075
	ニッケル	0.005
	クロム	0.05
	チタン	0.02
	水銀	0.00005
	鉛	0.003
ロ 鉍さいを原料とするものにあつては、マンガン及びほう素のそれぞれの最も大きい主成分の量の合計量の含有率1.0%につき		
	硫青酸化物	0.005
	ひ素	0.002
	亜硝酸	0.02
	ビウレット性窒素	0.01
	スルファミン酸	0.005
	カドミウム	0.000075
	ニッケル	0.005
	クロム	0.05
	チタン	0.02
	水銀	0.00005
	鉛	0.003
最大限度量として		
	ニッケル	0.4
	クロム	4.0
	チタン	1.5

原料規格第一

原料規格第一		
分類番号	原料の種類	原料の条件
一	動物由来物質	イ 魚介類（ロに掲げるものを除く。）
		ロ 魚介類の臓器を収集したもの（発酵させたものを含む。）
		ハ 繊維工業において副産された動物性繊維
		ニ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物（魚介類を除く。）
		ホ にかわ製造業、ゼラチン製造業又はなめし革製造業（クロム

		なめし革製造業を除く。)において副産されたゼラチン又はコラーゲン含有物
		ヘ イ、ハ、ニ又はホを発酵させたもの
二	植物由来物質	イ 農産物の生産の過程で発生した残さ（植物質のものに限る。） 若しくは海藻又はこれらに酵素を加えたもの
		ロ 食料品、飲料又は飼料の製造副産物
		ハ 廃糖蜜
		ニ でんぷん製造副産物
		ホ イ、ロ、ハ又はニを発酵させたもの
三	菌体由来物質	イ 食料品、飲料又は飼料の製造における発酵副産物
		ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物
		ハ 食料品用酵母の製造副産物
		ニ 発酵工業において副産されたエチルアルコール、くえん酸、乳酸等の製造における発酵副産物
		ホ 培養によつて得られる菌体を乾燥したもの
		ヘ 培養によつて得られる菌体から脂質又は核酸を抽出したかすを乾燥したもの
備考		
一 動植物質のものに限る。		
二 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行ったものを含む。		
三 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。		
四 排水処理施設から生じた汚泥以外のものであること。		

原料規格第二

原料規格第二		
分類番号	原料の種類	原料の条件
一	水溶性窒素化合物含有物（アンモニア、アンモニウム塩、硝酸又は硝酸塩以外の水溶性窒素化合物を含有するものをいう。）	イ アミノ酸若しくは核酸又はこれらの塩（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ロ アラントイン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ハ オキサミド（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ニ シアナミド（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ホ 食料品用酵素、人工甘味剤、食品添加物又は飼料添加物の製造副産物
		ヘ 石灰窒素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）

		ト トリアゾン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		チ 尿素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）又はこれにホルムアルデヒドを加えたもの
		リ モノエタノールアミン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ヌ 硫酸グアニル尿素（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ル EDTA又はその塩（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ヲ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
二	菌体含有物（発酵副産物又は培養によつて得られる菌体を含有するものをいう。）	イ 食料品、飲料又は飼料の製造における発酵副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）
		ロ 漢方薬又はペニシリンの製造における発酵副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）
		ハ 食料品用酵母の製造副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）
		ニ 発酵工業において副産されたエチルアルコール、くえん酸、乳酸等の製造における発酵副産物（硫酸、塩酸、アンモニア、塩化加里又は水酸化カリウムを加えたものを含む。）
		ホ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
三	動植物由来物質含有物（動植物を含むもの、動植物に酸、アルカリ等を添加したもの又は動植物中の化合物を抽出したものをいう。）	イ キチン又はキトサン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ロ ゼラチン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ハ 動植物質の原料に硫酸、塩酸、硝酸、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、炭酸カリウム、食用アルコール又は酵素を加えたもの
		ニ フィチン酸（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）
		ホ ベタイン（試薬又は工業用薬品として製造されたものに限る。）

		ヘ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
四	アンモニア含有物（アンモニア又はアンモニウム塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 食料品用酵素、アミノ酸、人工甘味剤、食品添加物又は飼料添加物の製造工程から回収したアンモニア又は硫酸アンモニア含有物
		ハ 尿素の加熱分解により発生したアンモニアに硫酸を化学反応させることによつて得られる硫酸アンモニア含有物
		ニ 堆肥又は汚泥肥料の製造の過程で発生した排気中のアンモニアに硫酸又はりん酸を化学反応させることによつて得られる硫酸アンモニア含有物又はりん酸アンモニア含有物
		ホ 別表第一に掲げる業（同表第十三号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
五	硝酸含有物（硝酸又は硝酸塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 炭酸希土類又は酸化希土類の製造副産物（硝酸アンモニア含有物に限る。）
		ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
六	りん酸含有物（りん酸、二りん酸、ポリりん酸若しくは亜りん酸又はこれらの塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 次のいずれかのりん酸含有液に水酸化ナトリウムを加えることによつて得られるりん酸ナトリウム含有物 (1) イノシトール製造液 (2) 精製りん酸の抽出残液
		ハ 次のいずれかの方法によりりん酸アンモニウムを含有する粉末消火薬剤のはつ水コーティングを剥離させることによつて得られるりん酸アンモニウム含有物 (1) 加圧、摩砕又は粉碎 (2) アルコールとの混合及び当該アルコールの揮発 (3) 尿素水溶液との混合
		ニ 製鋼鉍さい
		ホ 次のいずれかのりん酸含有液又は亜りん酸含有液に石灰を加えることによつて得られるりん酸カルシウム含有物又は亜りん酸カルシウム含有物 (1) アルミ箔のエッチング処理に使用したりん酸液 (2) アミノ酸製造における発酵副産液

		(3) イノシトール製造液 (4) 液晶基盤の洗浄に使用したりん酸液 (5) エタノールの製造に使用したりん酸液 (6) オセイン製造廃液 (7) 鑄造用りん鉄、りん銅又はりんニッケルの製造の過程で発生したりん酸を含有する排気の溶解液 (8) ニッケルめつき廃液からニッケルを回収して生じた亜りん酸含有液 (9) ビタミンB 1 製造液 (10) 次亜りん酸ソーダ製造液
		へ りん鉱石又はこれに硫酸、硝酸、りん酸若しくはアンモニアを加えたもの
		ト 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設又は食料品を製造する事業場において排水処理後の凝集沈殿、膜分離等の固液分離により得られる分離液に塩化カルシウム又は水酸化カルシウムを加え、析出させたりん酸含有物（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）
		チ 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設又は食品を製造する事業場から生じた汚泥の燃焼灰に水酸化ナトリウムを加え、固液分離して得られる分離液に塩化カルシウム又は水酸化カルシウムを加え、析出させたりん酸含有物
		リ 下水道の終末処理場、し尿処理施設、農業集落排水処理施設若しくは食品を製造する事業場から生じた汚泥又は食品を製造する事業場から生じた排水を消化処理して得られる消化液又は脱水ろ液（しさを除去したものに限る。）に塩化マグネシウム、水酸化マグネシウム又は硫酸マグネシウムを加え、析出させたりん酸含有物（消化液中で析出させる場合にあつては、析出後に水洗したものに限る。）（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）
		ヌ し尿処理施設において脱水ろ液（しさを除去したものに限る。）に塩化マグネシウム、水酸化マグネシウム又は硫酸マグネシウムを加え、析出させたりん酸含有物（析出後に水洗したものに限る。）（種晶を使用する場合にあつては、種晶に肥料原料となるものを使用したものに限る。）

		ル 別表第一に掲げる業（同表第十四号に掲げるものを除く。）における副産物又は下水道の終末処理場、し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは別表第一に掲げる業（同表第十四号に掲げるものを除く。）の排水処理施設において回収されたりん酸含有物であつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの（汚泥が除去されたものに限る。また、吸着原料を使用する場合にあつては、当該吸着原料の品質を確認したものに限る。）
七	加里含有物（酸化カリウム、水酸化カリウム又はカリウム塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ アルキルサリチル酸製造副産物（硫酸カリウム含有物に限る。）
		ハ 海藻に水酸化カリウムを加えたもの
		ニ てん菜又はさとうきびを原料とした糖製造副産物（硫酸カリウム含有物に限る。）
		ホ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
八	動植物質燃焼灰	イ 次のいずれかー以上の燃焼灰 (1) 油やしの果房又は果実 (2) アルコール製造副産物（動植物質のものに限る。） (3) 廃菌床培地（動植物質のものに限る。） (4) コーヒーかす (5) コーンスターチ製造副産物（動植物質に限る。） (6) 植物油かす類 (7) 鶏ふん (8) 牛ふん (9) 飼料（動植物質のものに限る。）
		ロ バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）のうち草木に由来するものを専焼する設備で燃焼させて生じた燃焼灰であつて、加里含有物であるもの（塗料若しくは薬剤を含むもの又はそのおそれがあるものを燃焼させて生じたものを除く。）
		ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたもの（動植物質のものに限る。）の燃焼灰であつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
九	けい酸含有物（けい酸又はけい酸塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 鉱さい
		ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査

		を受け害が認められないもの
十	カルシウム含有物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又はカルシウム塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 貝化石
		ハ 貝殻
		ニ 鉱さい
		ホ 水酸化カルシウム又は炭酸カルシウムの製造副産物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又は炭酸カルシウム含有物に限る。）
		ヘ 石灰石
		ト 糖製造副産物（酸化カルシウム、水酸化カルシウム又は炭酸カルシウム含有物に限る。）
		チ ドロマイト鉱石
		リ 卵殻
		ヌ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十一	苦土含有物（酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム又はマグネシウム塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ 海水
		ハ 海水を原料とした塩化マグネシウム製造副産物（水酸化マグネシウム含有物又は塩化マグネシウム含有物に限る。）
		ニ 水酸化マグネシウム製造副産物（水酸化マグネシウム含有物に限る。）
		ホ ドロマイトれんが又はドロマイト鉱石
		ヘ フェロニッケル鉱さい
		ト ブルーサイト
		チ マグネシアクリンカー製造副産物（酸化マグネシウム含有物又は水酸化マグネシウム含有物に限る。）
		リ マグネシウムを含有する鉱物又は岩石を焼成したもの
		ヌ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十二	マンガ含有物（酸化マンガ、水酸化マンガ又はマンガ塩を含有するものをいう。）	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物
		ロ フェロマンガ鉱さい又はシリコマンガ鉱さい
		ハ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十三	ほう酸含有物	イ 試薬又は工業用薬品として製造された化合物

	(ほう酸又はほう酸塩を含有するものをいう。)	ロ 別表第一に掲げる業(同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。)において副産されたものであつて、植害試験の調査を受け害が認められないもの
十四	肥料製造副産物	普通肥料(登録を受けたもの(法第四条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。))及び法第四条第二項第二号に掲げるもの(法第十六条の二第一項の規定による届出に係るものに限る。)に限り、異物を混入したものを除く。)の製造において生じたもの
十五	食品等工場活性沈殿物	別表第三に掲げる業において副産された主産物製造廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの
十六	排水処理活性沈殿物	イ 次に掲げる原料のうち、品質管理計画に基づいて管理されるものであつて、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号。以下「判定基準省令」という。)別表第一の基準に係る調査を受け、基準に適合することが確認されたものであり、かつ、植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないもの (1) 下水道の終末処理場、し尿処理施設、集落排水処理施設、浄化槽又は工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの (2) し尿に凝集を促進する材料、動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの ロ イに掲げる原料を焼成したもの又はイに掲げる原料に植物質若しくは動物質の原料を加え焼成したもののうち、品質管理計画に基づいて管理されるものであつて、植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないもの
備考 一 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行つたものを含む。 二 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。 三 中和又はpHを調整する目的で別表第二に掲げる原料を使用したものを含む。 四 排水処理施設から生じた汚泥(十五の項及び十六の項に掲げるものを除く。)以外のものであること。		

原料規格第三

原料規格第三			
分類 番号	原料の種類	原料の条件	その他の制限事項
一	下水汚泥	下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	一 判定基準省令別表第一の基準に係る調査を受け、基準に適合することが確認されたものであること。 二 植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
二	し尿汚泥	イ し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ロ 集落排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ハ 浄化槽から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
		ニ し尿に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの	
三	工業汚泥	ホ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合したもの又はこれを脱水若しくは乾燥したもの	
		イ 工場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	
四	焼成汚泥	ロ 事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの	植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
		イ 一の項、二の項又は三の項に掲げる原料を焼成したもの	
五	水産副産物	ロ 一の項、二の項又は三の項に掲げる原料に植物質又は動物質の原料を加え焼成したもの	
		魚介類の臓器	

六	硫黄含有物 (硫黄又はその化合物を含有するものをいう。)	イ 試薬又は工業用薬品として製造されたもの	植害試験の調査を受けない肥料に使用する場合にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。
		ロ 別表第一に掲げる業（同表第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）において副産されたもの	
備考			
一 粉碎、濃縮、脱水、乾燥等の加工を行つたものを含む。			
二 規則第四条第四号に掲げる材料又は水を使用したものを含む。			

別表第一

- 一 農業
- 二 漁業
- 三 食料品製造業
- 四 飲料・たばこ・飼料製造業
- 五 化学工業
- 六 繊維工業
- 七 なめし革・同製品・毛皮製造業(なめし革製造業及び毛皮製造業に限る。)
- 八 鉱業、採石業、砂利採取業(金属鉱業を除く。)
- 九 パルプ・紙・紙加工品製造業(パルプ製造業及び紙製造業に限る。)
- 十 窯業・土石製品製造業(ガラス・同製品製造業を除く。)
- 十一 鉄鋼業
- 十二 非鉄金属製造業
- 十三 電子部品・デバイス・電子回路製造業(りん酸回収工程を含むものに限る。)
- 十四 石炭・石油その他の燃料の燃焼ガスの脱硫処理又は脱硝処理を行う業

別表第二

- 一 次に掲げる酸性の原料
硫酸、塩酸、硝酸、りん酸、くえん酸、酢酸、ぎ酸又はけい酸
- 二 次に掲げる塩基性の原料
アンモニア液又はアンモニアガス、けい酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、酢酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、炭酸カリウム、酸化カリウム、水酸化カリウム、炭酸カルシウム、酸化カルシウム、水酸化カルシウム、炭酸マグネシウム、酸化マグネシウム又は水酸化マグネシウム

別表第三

- 一 食料品製造業
- 二 清涼飲料製造業
- 三 酒類製造業

- 四 茶・コーヒー製造業
- 五 配合飼料製造業又は単体飼料製造業
- 六 パルプ製造業
- 七 樹脂製造業（パルプを原料として使用するものに限る。）
- 八 発酵工業
- 九 ゼラチン製造業（なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。）

附 則（平成25年12月 5 日農林水産省告示第2939号）

- 1 この告示は、平成二十六年一月四日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号の四(1)の表肉骨粉の項に規定する確認は、この告示の施行前においてもこの告示による改正後の同項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年 9 月 1 日農林水産省告示第1146号）

- 1 この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号の一の(2)の表副産窒素肥料の項、二の(2)の表液体りん酸肥料の項、熔成汚泥灰けい酸りん肥の項及び副産りん酸肥料の項、四の(1)の表肉かす粉末の項、蒸製てい角骨粉の項、乾血及びその粉末の項、生骨粉の項及び蒸製骨粉の項、四の(2)の表乾燥菌体肥料の項、副産動物質肥料の項及び混合有機質肥料の項、五の(1)の表熔成複合肥料の項、化成肥料の項及び配合肥料の項、五の(2)の表化成肥料の項、吸着複合肥料の項、副産複合肥料の項、液状複合肥料の項、配合肥料の項、熔成汚泥灰複合肥料の項及び家庭園芸用複合肥料の項並びに十二の表下水汚泥肥料の項、し尿汚泥肥料の項、工業汚泥肥料の項、混合汚泥肥料の項、汚泥発酵肥料の項及び水産副産物発酵肥料の項に規定する確認は、それぞれこの告示の施行前においてもこの告示による改正後のこれらの項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成29年10月16日農林水産省告示第1549号）

この告示は、平成二十九年十一月十五日から施行する。

附 則（平成30年 1 月22日農林水産省告示第134号）

この告示は、平成三十年二月二十二日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 6 日農林水産省告示第455号）

この告示は、平成三十年四月五日から施行する。

附 則（平成31年 4 月26日農林水産省告示第807号）

この告示は、平成三十一年五月二十七日から施行する。

附 則（令和元年6月21日農林水産省告示第455号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和2年2月28日農林水産省告示第401号）

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和2年5月11日農林水産省告示第939号）

この告示は、令和二年六月十一日から施行する。

附 則（令和2年10月30日農林水産省告示第2126号）

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和3年6月14日農林水産省告示第1010号）

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

附 則（令和4年2月15日農林水産省告示第302号）

この告示は、令和四年三月十七日から施行する。

附 則（令和5年9月1日農林水産省告示第1053号）

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

附 則（令和6年7月10日農林水産省告示第1360号）

この告示は、令和六年八月九日から施行する。

附 則（令和7年8月28日農林水産省告示第1299号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の二第一項の規定による登録を受けている肥料については、この告示による改正後の昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。